

宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称：盛土規制法) の概略

(令和4年法律第55号。通称「盛土規制法」(令和4年5月27日公布-令和5年5月26日施行)





背景・必要性

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流により甚大な人的・物的被害が発生。全国約3万6千箇所を目視等により点検（令和4年3月）した結果、危険な盛土等に関する法律による規制では、必ずしも十分でないエリアが存在している事が判明した。

（宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律による規制には限界があることが判明。）



R3.7 静岡県熱海市



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

危険な盛土等を全国一律の基準で
包括的に規制する法律を抜本的に改正



1.スキマのない規制

- 都道府県知事等が、人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 区域指定に市町村が関与できる仕組み
- 定期的な基礎調査の実施
- 都道府県知事等の許認可
- 宅地造成等の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

改正前の宅地造成工事規制区域

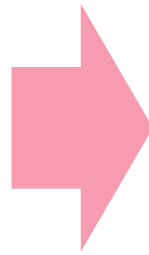
新制度による規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土

【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定



【規制対象】

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
 - 土捨て行為や一時的な堆積
- ※ （下線部）：規制を強化する部分

【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加え、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる森林、農地、平地部の土地を広く指定**



2. 盛土等の安全性の確保

○災害防止のための安全基準を設定

○土地所有者等の同意 及び 周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件化

○施工中・完了時の安全確認

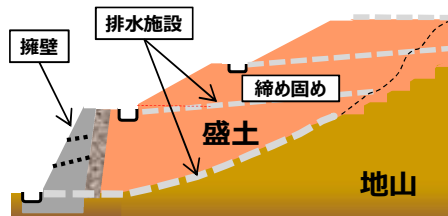
[1]施工状況の定期報告、[2]中間検査、[3]完了検査を実施 等

一 災害防止のための安全基準の設定 一

<盛土・切土>

（主な安全基準）

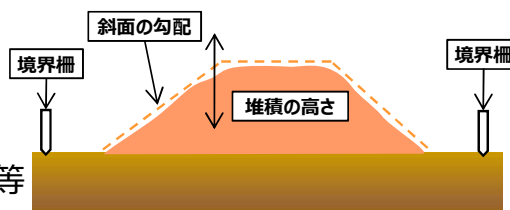
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 地盤の締め固め 等



<一時的な堆積>

（主な安全基準）

- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 斜面の勾配
- ✓ 境界柵の設置 等





3.責任の所在の明確化



- 管理責任：土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務
- 監督処分：土地所有者等だけでなく、原因行為者（※過去の土地所有者等）に対しても是正措置等を命令



4.実効性のある罰則

- 罰則：抑止力として十分機能するよう、条例による罰則の上限より高い水準に強化
- ・無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑
→最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- ・法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置
→最大で3億円以下

※出典：国土交通省ウェブサイト

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>)

を加工して作成



お問合せ先：株式会社インボックス

お問合せは下記メールアドレス宛にお願いいたします。

Email：info@invax.co.jp URL：https://invax.co.jp

Address：〒339-0056 埼玉県さいたま市岩槻区加倉23-1